用語の解説

人口

国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在(以下「調査時」という。)の人口です。 日本国内に常住する外国人も調査の対象としていますが、次の者は調査の対象から除外しています。

- ・ 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査対象の人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法(常住地方式)による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に3箇月以上にわたって住んでいるか、 又は住むことになっていることをいい、3箇月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居 のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

なお、次の1から5の者については、それぞれに述べる場所に「常住している」とみなして、その場所で調査しています。

- 1 学校教育法(昭和22 年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第 134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿そ の他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。) に引き続き3箇月以上入院している者は、その病院 又は診療所、それ以外の者は3箇月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。) に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所, 陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦 の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所,少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院 者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

面積

本書に掲載し、人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院が公表した令和2年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。ただし、人口集中地区の面積は、総務省統計局において算出したものです。

年齢

年齢は、令和2年9月30日現在の満年齢を基に集計しています(例えば、調査前年の令和元年10月1日生まれの人は0歳となります)。なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としています。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未婚 … まだ結婚したことのない者

有配偶 … 届出の有無に関係なく、配偶者のある者

死別 … 配偶者と死別して独身の者離別 … 配偶者と離別して独身の者

不詳 … 未回答などにより配偶関係が判断できない場合

国籍

令和2年調査では、国籍を「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」及び「その他(無国籍及び国名不詳を含む。)」の14種類に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人の扱いは、以下のとおりです。

- 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人は、「日本」
- 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、「調査票の国名欄に記入された国」

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

1 一般世帯

- 一般世帯とは、次のものをいいます。
 - (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と 住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
 - (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している 単身者
 - (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

2 施設等の世帯

施設等の世帯とは、次のものをいいます。なお、世帯の単位は、原則として下記(1)、(2)、(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人です。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 … 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 … 病院・療養所などに, 既に3箇月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 … 老人ホーム, 児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 … 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 … 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 … 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

世帯主及び世帯人員

世帯主 … 国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯 の判断によっています。

世帯人員 … 世帯を構成する人(世帯員)の数をいいます。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

親族のみの世帯 … 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

非親族を含む世帯 … 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯 単独世帯 … 世帯人員が一人の世帯

世帯の家族類型「不詳」 … 世帯の家族類型が判定できない世帯

母子世帯・父子世帯

母子(父子)世帯とは、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいいます。

65歳以上世帯員の単独世帯 / 夫65歳以上, 妻60歳以上の夫婦のみの世帯

- 65歳以上世帯員の単独世帯 (※ 前回調査までは「高齢単身世帯」と表記)
 - … 65歳以上の者一人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいいます。

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯 (※ 前回調査までは「高齢夫婦世帯」と表記)

… 夫65歳以上,妻60歳以上の夫婦一組の一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいいます。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しています。

住宅… 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含みます)。一戸建の住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。

住宅以外… 寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・ 旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。仮小屋など臨時応急的に造られた住居 などもこれに含まれます。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

- 1 主世帯 … 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯
 - (1) **持ち家** … 居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含みます。
 - (2) 公営の借家 … その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
 - (3) 都市再生機構・公社の借家 … その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅でない場合
 - (4) **民営の借家** … その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び 「給与住宅」でない場合
 - (5) **給与住宅** … 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含みます。
- 2 間借り … 他の世帯が住んでいる住宅(「持ち家」,「公営の借家」,「都市再生機構・公社の借家」, 「民営の借家」,「給与住宅」)の一部を借りて住んでいる場合

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分しました。このうち共同住宅については、その建物の階数を「 $1\cdot 2$ 階建て」、「 $3\sim 5$ 階建て」、「 $6\sim 10$ 階建て」、「 $11\sim 14$ 階建て」、「15 階建て以上」の五つに区分しています。

一戸建て … 1建物が1住宅であるもの。 なお,店舗併用住宅の場合でも,1建物が1住宅であればここに含みます。

長屋建て … 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への 出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」も含みます。

共同住宅 … 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共有しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。 1 階が店舗で、 2 階以上が住宅になっている建物も含みます。

その他 … 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

人口集中地区

人口集中地区とは、基本単位区等を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり 4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢 調査時に5,000人以上を有する地域のことをいいます。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。

基本単位区

基本単位区とは、市区町村を細分した地域(学校区、町丁・字等など)についての結果を利用できるようにするために、平成2年調査の際に導入した地域単位です。これを表す基本単位区番号は、4桁の町字コードと5桁の基本単位区コードから構成されています。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としています。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって区分けされた区域を基本単位区の区画としています。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されています。

基本単位区を用いた集計は平成2年調査から行っていますが、昭和60年以前の調査には調査員の担当区域である調査区別の集計を行っていました。平成2年調査以降、調査区の設定も基本単位区を基に行うようになっており、通常、一つの基本単位区か、又は二つ以上の基本単位区を組み合わせて一つの調査区を設定します。ただし、世帯数の多い基本単位区については、これを分割して調査区を設定する場合があり、この場合は、基本単位区別の集計に加えて、各調査区についての集計も行っています。

国勢統計区

国勢統計区とは、国勢調査をはじめとする各種統計調査の統計表章単位として用いるために、原則として人口20万人以上の市及び人口20万人未満の県庁所在地である都市を対象として、小・中学校区や行政上の所管区域などを考慮しつつ、人口が1万人程度となるように区切った区域のことをいいます。

この国勢統計区は、本市では、おおむね元学区を基礎として設定しており、令和2年国勢調査においては、227の国勢統計区を設定しています。

境界が変更された公称町及び国勢統計区

令和2年国勢調査において、平成27年国勢調査時から境界が大幅に変更された公称町及び国勢統計区は下 記のとおりです。

なお、境界付近の建造物の建設・除却等による微細な境界変更はここには含んでいません。

1 桃山東第二地区土地区画整理事業に伴う公称町の境界の変更

行政区	令和2年 国勢統計区	境界が変更された 公称町	備考
伏見区	桃山東	桃山町和泉	国勢統計区の変更はない
		桃山町因幡	国勢統計区の変更はない
	桃山南	桃山町大島	平成27年調査時は桃山東と桃山南にわたっていたが、区画整理による町域変更により、令和2年調査では桃山南の領域のみとなった。

※上記のほか、桃山町丹後及び桃山町養斎にも微細な変更あり

2 国勢統計区の境界の変更

(1) 左京区 岩倉大鷺町

岩倉大鷺町の一部である下図枠内の領域(岩倉駅より南側の着色部分)について、次のとおり変更されました。これにより、岩倉大鷺町はすべて岩倉南国勢統計区に含まれることとなりました。



調査時点	国勢統計区
平成27年調査時	明徳
令和2年調査時	岩倉南

(2) 左京区 高野泉町

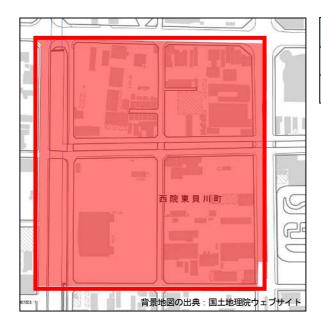
高野泉町の一部である下図枠内の領域について、次のとおり変更されました。



調査時点	国勢統計区
平成27年調査時	養徳
令和2年調査時	修学院第二

(3) 右京区 西院東貝川町

西院東貝川町のうち下図枠内の領域について、次のとおり変更されました。これにより、西院東貝川町 はすべて<u>葛野</u>国勢統計区に含まれることとなりました。



調査時点	国勢統計区
平成27年調査時	西院第一
令和2年調査時	<u>葛野</u>